

## リスクアセスメント：有害性の指標〔濃度基準値〕

### 環境・健康

リスクアセスメントに基づく自律的な化学物質管理の強化などを目的とした政省令の改正が行われました。リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露に抑えることにより、労働者に健康障害を生ずるおそれがない物質として厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）については、労働者がばく露される程度を濃度基準値以下とする必要があります（2024年4月1日施行）。

濃度基準値の定義と濃度基準値の趣旨について下記に示しました。

#### 濃度基準値の定義

リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露に抑えることにより、労働者に健康障害を生ずるおそれがない物として厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う業務を行う屋内作業場においては、当該業務に従事する労働者がこれらの物にばく露される程度を、厚生労働大臣が定める濃度の基準以下としなければならない。この厚生労働大臣が定める濃度の基準を「濃度基準値」という。

#### 濃度基準値の趣旨

| 濃度基準値    | 濃度基準値の趣旨                                                                                             |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 8時間濃度基準値 | 長期間ばく露することにより健康障害が生ずることが知られている物質について、当該障害を防止するため、8時間加重平均値が超えてはならない濃度基準値として設定されたもの。                   |
| 短時間濃度基準値 | 短時間でのばく露により急性健康障害が生ずることが知られている物質について、当該障害を防止するため、作業中のいかなるばく露においても、15分間時間加重平均値が超えてはならない基準値として設定されたもの。 |
| 天井値      | 眼への刺激性等、非常に短い時間で急性影響が生ずることが疫学調査等により明らかな物質について規定されており、いかなる短時間のばく露においても超えてはならない基準値である。                 |

### kes サポート

| 課題          | kes サポート                                                   |
|-------------|------------------------------------------------------------|
| ばく露濃度レベルの把握 | ◇作業環境測定、個人ばく露測定、生物学的モニタリング<br>◇数理モデル（CREATE-SIMPLE等）による推定等 |
| 有害性のリスク低減措置 | ◇排・換気装置の検査・改善・設置<br>◇呼吸用保護具のフィットテスト等                       |
| 化学物質管理の支援   | ◇作業環境管理専門家、化学物質管理専門家による支援<br>◇労働衛生コンサルタント（労働衛生工学）による支援     |

本社・関西営業所 TEL:077-548-8251 FAX:077-548-8270

株式会社 近畿エフサイエンス

中部営業所 TEL:059-271-8200 FAX:059-271-8666